

平成27年12月24日(木)

ガン保障特約付き住宅ローンの保障内容の拡充について ～配偶者(女性)特約、ガン先進医療保障特約等を追加～

- 従来のガン保障に加え、配偶者(女性)特約、ガン先進医療保障特約、上皮内ガン・皮膚ガン保障特約を、従来の適用金利のままで追加します。
- 平成28年2月1日(月)お借入分から、ガン保障特約付き住宅ローンの保障内容を拡充します。

株式会社トマト銀行(取締役社長 高木 晶悟)は、平成28年2月1日(月)お借入分から、ガン保障特約付き住宅ローンの保障内容に、配偶者(女性)特約、上皮内ガン・皮膚ガン保障特約、ガン先進医療保障特約などを追加いたしますので、お知らせいたします。

住宅ローンをご返済中に配偶者(女性)がガンなどの病気で倒れると、共働き世帯での収入減や医療費負担の増加により家計収支に大きな影響を与えること、ガン先進医療を希望される方が増えていることなどから、万が一の場合のご負担を軽減する特約を従来の適用金利のままで、ご提供するものです。

トマト銀行は、今後も多様化するお客さまのニーズに対応するため魅力ある商品・サービスの提供に努めてまいります。

記

ガン保障特約付き住宅ローン[配偶者(女性)特約付き]の概要

1 保障の内容

従来のガン保障に新たな保障を追加します。

従 来 の 保 障	(1) 死亡・高度障害保険金 死亡または、高度障害状態になった場合、住宅ローン全額が保険金として支払われ、ローンの返済に充当します。 (2) ガン診断給付金 責任開始日以降(91日目以降)に「ガン」と診断された場合に、住宅ローン残高の全額(100%)が診断給付金として支払われ、ローンの返済に充当します。 (上皮内ガン(上皮内新生物)、および皮膚の悪性黒色腫以外の皮膚のその他の悪性新生物(皮膚ガン)はガン診断給付金支払いの対象外)
追 加 す る 保 障	(1) ガン診断給付金(配偶者・女性用)(配偶者特約) 女性配偶者が、女性特有の悪性新生物(ガン)と診断された場合に、100万円が支払われます。(保険期間を通じて1回) (2) 上皮内ガン・皮膚ガン診断給付金 責任開始日以降(91日目以降)に上皮内ガンに罹患し、診断確定された場合、または生まれて初めて皮膚ガンに罹患し、診断確定された場合に、30万円が支払われます。(保険期間を通じて1回) ※皮膚の悪性黒色腫を除く

追 加 す る 保 障	(3) ガン先進医療給付金 責任開始日以降(91日目以降)に生まれて初めて悪性新生物(ガン)に罹患し、診断確定され所定の先進医療を受けた場合に技術料と同額(500万円を上限)が支払われます。(通算1,000万円限度) (4) 就業不能信用費用保険金 責任開始日以降に被った病気やケガにより、待機期間(3ヵ月)満了日の翌日以降に入院し、入院のために「就業不能状態」となり、その状態が継続し、ローン返済日が到来したときに、最長2ヵ月分(通算36ヵ月限度)のローン返済額が支払われます。
-------------	--

※ 保険金・診断給付金などのお支払いには制限条件がございます。

※ 詳しい保障内容は別紙をご参照ください。

2 対象商品

- (1) トマト・スーパー住宅ローン
- (2) トマト・スーパー住宅ローン(借換え専用)

3 ご利用いただける方

- (1) 上記対象商品を新規にご利用いただける方で、お借入時の年齢が満20歳以上51歳未満の方
- (2) 団体信用生命保険に加入できる方

4 お借入金額

50万円以上5,000万円以内(10万円単位)

5 お借入金利(お借入時の年齢)

満20歳以上 満46歳未満の方	満46歳以上 満51歳未満の方
通常の住宅ローン金利	通常の住宅ローン金利 ＋ 年0.10%

6 取扱開始日

平成28年2月1日(月)

※平成28年1月4日(月)以降申込受付かつ平成28年2月1日(月)お借入分より適用となります。

7 その他

- ・ お客さまによる告知の内容により、ご利用いただけない場合もございます。
- ・ 当社所定の審査、保証会社による審査がございます。審査の結果、ご希望に添えない場合もございますので、あらかじめご了承ください。
- ・ 店頭に詳しい説明書をご用意しております。

以 上

本件に関するお問い合わせ先	営業統括部	山本	TEL 086-800-1810
報道関係のお問い合わせ先	経営企画部(広報担当)	みつざね 光實・俣野	TEL 086-221-1145

新登場

ガン保障特約付き 住宅ローン

配偶者(女性)
特約付き

もしも**ガン**と
診断されたら

住宅ローン
残高が

0円!

ここが新しい!

3つのあんしんポイント

あんしん
ポイント
1

配偶者(女性)も保障

配偶者(女性)が乳ガン・子宮ガン・卵巣ガンなどの
女性特有のガンと診断されたら、
一時金100万円をお支払いします。

夫婦そろって
保障されるので
より安心ね。

あんしん
ポイント
2

上皮内ガン・皮膚ガンも保障

これまで保障されなかった上皮内ガン・皮膚ガンも、
一時金30万円をお支払いします。

トマト銀行なら
幅広く保障が
あるんだね!

あんしん
ポイント
3

ガン先進医療も保障

ガンに罹患して高度な医療を希望される場合、
先進医療の技術料と同額※を受け取れます。

※1回上限500万円、通算上限1,000万円

いざという時は
高度医療も安心して
受けられるね。

※保険金、診断給付金などの支払いには、制限条件がございます。お申込みに当たっては保険金・診断給付金のお支払い事由や
支払われない場合などの保障内容の詳細について被保険者のしおり記載の「契約概要」「注意喚起情報」を必ずお読みください。

2016.2

ガン保障特約付き住宅ローン[配偶者(女性)特約付き]

		①ガン保障	②上皮内ガン・皮膚ガン保障	③ガン先進医療	④入院保障	⑤ガン診断一時金(配偶者・女性用)保障
保障についての概要	ご利用いただける方	住宅ローンを新規にご契約の方で、お借入時の年齢が満20歳以上満51歳未満の方で、団体信用生命保険に加入できる方。 *ガンに罹患したことのある方はご加入いただけません。また、お客さまの告知の内容により、保険会社にご加入をお断りする場合があります。 *住宅ローンがご契約にいたらなかった場合には、保障の対象とはなりません。 *お申込み金額が4,000万円を超えるときは、保険会社所定の診断書の提出が必要となります。 ※お使いみちが事業目的のローン(アパートローンなど)のお客さまはご利用いただけません。 *虚偽告知等の告知義務違反があった場合は、保険金・診断給付金が支払われない場合があります。				
	保障内容(所定の支払事由)	保障の開始日以降に、生まれて初めてガンに罹患し、医師により診断確定された場合、債務残高相当額が診断給付金として支払われ、債務の返済に充当されます。 *上皮内ガンおよび悪性黒色腫以外の皮膚ガンはガン保障の対象外です。なお、上皮内ガン(上皮内新生物)には、大腸の粘膜内ガン、膀胱や尿路、乳管等の非浸潤ガンを含みます。	保障の開始日以降に、下記いずれかに該当したとき30万円がお借入れ人様に支払われます(お支払いは1回のみ)。 ○上皮内新生物(上皮内ガン)に罹患し、医師により診断確定されたとき。 ○皮膚のその他の悪性新生物(皮膚ガン)に生まれて初めて罹患し、医師によって診断確定されたとき。	①保障の開始日以降に、下記に該当したとき先進医療に係る技術料と同額(その額が500万円を超える場合は500万円)がお借入れ人様に支払われます(通算1,000万円限度) ○生まれて初めて罹患し、医師により診断確定された悪性新生物(ガン)を直接の原因として、先進医療*による療養を受けたとき。 ②「ガン保障特約」で定める悪性新生物(ガン)に罹患したと診断確定された日(※以下「診断確定日」といいます)から1年の間に、その悪性新生物(ガン)を直接の原因として、上記①に該当した場合は、「診断確定日」に①に該当したものとみなして、ガン先進医療給付金を支払います。	保障の開始日以降に、病気やケガで入院し、その状態がローン返済日まで継続した場合、入院中のローン返済相当額が入院保障保険金として(被保険者に)支払われます。 *入院保障保険金のお支払いは、1回の入院につき2ヶ月分、ローン期間を通算して36ヶ月分を限度とします。ご返済日に入院していることが必要です。 *保険金がお支払われた入院が終了した日の翌日から180日以内の再入院は、同一の入院として取り扱われ、保険金の支払いが制限される場合があります。詳細は、「被保険者のしおり」に記載の「契約概要」「注意喚起情報」にてご確認ください。 【ローンの返済日が土日、祝日の場合のご注意】この保険契約において、ローンの約定返済日が土日、祝日の場合は、実際に返済が行われる日とします。	配偶者(ローンをお借り入れているご本人と法律上の婚姻関係にある妻)が、保障の開始日以降に、生まれて初めて乳ガン・子宮ガン・卵巣ガンなどの女性特有のガン(悪性新生物)に罹患し、医師により診断確定された場合、診断給付金100万円を、配偶者にお支払いします。(お支払いは1回のみ) ※「上皮内ガン(上皮内新生物)(乳管などの非浸潤ガンをふくむ)」は、診断給付金のお支払い対象となりません。 ※保障開始日の前に罹患した女性特有のガンについては、診断確定が保障開始日以降であっても診断給付金をお支払いしません。 ※対象となる女性特有のガンの定義については、「被保険者のしおり」で必ずご確認ください。
	保障の開始日	ローン実行日から91日目 ※責任開始日の前に罹患したガン(上皮内ガン・皮膚ガン保障特約は皮膚ガン)については、診断確定が責任開始日以降であっても給付金をお支払いしません。※対象となるガンの定義については、「被保険者のしおり」で必ずご確認ください。				ローン実行日から3ヶ月を経過した日の翌日
	保障が終了する場合	保障対象となるローンのご契約者でなくなったとき 満80歳のお誕生日に到達したとき				保障対象となるローンのご契約者でなくなったとき 満80歳のお誕生日に到達したとき 所定の支払限度期間分の入院保障保険金がお支払われたとき *ガン診断一時金(配偶者・女性用)保障は、一時金がお支払われたとき(お支払いは1回のみ)、配偶者が満80歳のお誕生日に到達したとき、婚姻関係の終了や死亡等により戸籍上の妻でなくなったときに、保障が終了します。また、ローンをお借り入れているご本人が保障の終了に関する事項に該当し、保障が終了したときは、ガン診断一時金(配偶者・女性用)保障も終了します。
	正式名称	団体信用生命保険 特定疾病保障特約Ⅱ型 *この特約は団体信用生命保険の特約としてご加入できます。	団体信用生命保険上皮内ガン・皮膚ガン保障特約 *この特約は団体信用生命保険の特約としてご加入できます。	団体信用生命保険 ガン先進医療特約 *この特約は団体信用生命保険の特約としてご加入できます。	入院時のみ保障特約 悪性新生物診断給付金特約(配偶者・女性用) 付帯 就業不能信用費用保険	
	会引受保険社	カーディフ生命保険会社				カーディフ損害保険会社

■重要事項のご説明について: 詳しい保障内容や保険金・診断給付金によるご返済が受けられない場合(免責事項)などお客さまの不利となる事項の説明については、「被保険者のしおり」に掲載の「契約概要」「注意喚起情報」で必ずご確認ください。また、「ガン保障+配偶者特約付住宅ローン」でご利用いただく保険は、カーディフ生命保険会社・カーディフ損害保険会社の引受けとなりますので、ご不明な点は「被保険者のしおり」に掲載の問い合わせ先へご連絡ください。

*公的医療保険制度に基づく評価療養のうち、平成18年9月12日厚生労働省告示第495号「厚生労働大臣の定める評価療養及び選定療養」の規定に基づき、厚生労働大臣が定める先進医療(先進医療ごとに厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所において行われるものに限ります)をいいます。厚生労働大臣が定める先進医療および先進医療ごとに厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院、診療所は、随時見直しされるため、療養を受けた日時時点で該当しない場合は、給付金お支払いの対象とはなりません。

(平成28年2月1日現在)

詳しい内容につきましては、お気軽に営業店窓口または住宅ローンセンターにお問い合わせください。

トマト住宅ローンセンター岡山

〒700-0971 岡山市北区野田3-1-1 東光野田ビル1階
TEL.086-245-3323 FAX.086-245-3314

トマト住宅ローンセンター倉敷

〒710-0046 倉敷市中央1-26-4
TEL.086-421-2255 FAX.086-421-7766

土曜日・日曜日も営業しています

営業日: 平日・土曜日・日曜日 9:00~17:00 定休日: 水曜日・祝日・休日 12月31日~1月3日・5月3日~5月5日

トマト・スーパー住宅ローン

(固定・変動選択型 全期間固定型)

項 目	内 容
名 称	トマト・スーパー住宅ローン
ご利用いただける方	1. お申込み時の年齢が満 20 歳以上満 70 歳以下の方で完済時満 82 歳未満の方 2. 前年度年収 200 万円以上で、安定した収入が継続して得られる方 3. 勤務年数 1 年以上または営業年数が 2 年以上ある方 4. 勤務地・居住地・担保物件所在地のいずれかが取扱店の営業区域内にある方 5. 団体信用生命保険に加入できる方 6. 過去にカード事故、ローン延滞、租税公課の滞納等がない方 7. 中国総合信用(株)の保証が受けられる方
お 使 い み ち	1. ご本人またはご家族が居住することを目的とした土地および建物（新築・中古）の購入資金 ① 土地および建物の購入 ② 住宅の新築 ③ 土地（更地）の購入。（ただし、2 年以内に住宅を新築し居住する予定のある方） ④ 新築土地付分譲マンションの購入（完成後 1 年以内） ⑤ 中古住宅の購入および購入時のリフォーム資金 ⑥ セカンドハウス（申込人やその家族が居住する物件に限ります。） 【注】借地上の建物、定期借地権付住宅、連棟式住宅または借換えは対象外 2. 申込人やその家族が居住している住宅のリフォーム（増改築を含む） 【注】賃貸住宅・借換えは対象外 3. 上記の 1、2 の資金に加え、住宅取得またはリフォームに係る諸費用（消費税、保証料・登記費用・仲介費用・仲介手数料・電化製品・家具・インテリア等）が対象となります。
ご 利 用 限 度 額	50 万円以上 5,000 万円以内（10 万円単位） 「担保評価額の 100% ＋ 諸費用(査定時価の 10%以内)」の範囲内
ご 利 用 期 間	1 年以上 35 年以内（1 年単位）

融 資 利 率	お申込み時に変動金利制、固定金利制のいずれかをお選びいただきます。 〔変動金利制〕 最優遇金利連動型…当社で定める住宅ローン最優遇金利を基準とします。 ＊ 金利の見直しは毎年2回、4月1日・10月1日を利率変更基準日とし基準利率の変動幅分利率を見直し利率変更基準日以降最初に到来する6月または12月の約定返済日の翌日を新利率適用開始日として、次回約定返済分から新利率でご返済を開始いたします。 ＊ 変動金利から固定金利への変更はいつでも可能です。 〔固定金利制〕 ・3年・5年・10年のいずれかお選びいただきます。 ・固定金利期間終了後はお客様の申し出により、固定金利または変動金利をご選択いただけます。 ・固定金利期間終了後、再度固定金利をお選びの場合は金利見直し日時点での当社所定の利率を適用させていただきます。 ・固定金利期間終了後、変動金利をお選びの場合は上記の変動金利型住宅ローンと同様のお取扱いとなります。 ・固定金利期間終了の10営業日前までに、金利選択の申し出をいただかなかった場合は、自動的に変動金利とさせていただきます。 (変動金利への変更手数料は無料) ※ 固定金利選択中に変動金利への変更はできません。 〔全期間固定金利制〕 ・実行当初の金利が最終返済期日まで変わりません。
ご 返 済 方 法	1. 毎月元利均等返済 2. 毎月元利均等返済に、ボーナス時増額返済(年2回、6か月毎)を併用することもできます。(ボーナス時増額返済分は最高ご利用金額の50%まで組み入れできます。 ※ 自営業者およびボーナス受給のない会社役員の方は、ボーナス時増額返済併用はできません。 〔変動金利制〕の場合 ※ 利率は年2回見直しいたしますが、毎月のご返済額は5年間変わりません。(利率の変動があった場合は、ご返済額の中で元金と利息分の割合を調整します。) ※ 5年毎に前回ご返済額の1.25倍を限度として、新しく毎月のご返済額を決定します。

担 保 ・ 保 証 人	・ 中国総合信用(株)が、ご融資対象不動産に第 1 順位の抵当権を設定させていただきます。（担保設定および火災保険手続きに必要な費用は別途ご負担いただきます） ・ 中国総合信用(株)の保証制度をご利用いただきますので、原則保証人は不要ですが、案件によってはお願いすることがあります。（保証料、保証事務手数料は別途ご負担いただきます）			
生 命 保 険	・ ご融資の際、当社が契約している保険会社の団体信用生命保険に加入していただきます。（保険料は当社が負担します） ・ 死亡高度障害＋失業信用費用保険、ガン保障特約付の団体信用生命保険または 3 大疾病＋ 5 つの重度慢性疾患＋ガン診断一時金（配偶者・女性用）保障付の団体信用生命保険を選択する場合は、借入時の年齢が満 20 歳以上 51 歳未満、完済時満 80 歳未満の方を対象とさせていただきます。			
必 要 書 類	・ 年収証明書（住民税決定証明書、市県民税特別徴収税額通知書等） ・ 印鑑証明書（発行後 3 ヶ月以内のもの） ・ 住民票（同居家族全員の記載のあるもの） ・ 担保関係書類 ・ その他、必要書類については窓口にお尋ねください。			
手 数 料 （ 税 別 ）	お借入時に中国総合信用(株)にお支払いただく手数料 保証事務手数料		50,000 円	
	固 全 定 期 変 間 動 固 選 定 金 択 利 型 型	一括返済・一部繰り上げ返済・固定期間変更手数料（固定金利期間中）		
		繰り上げ返済金額	100 万円未満	5,000 円
			100 万円以上～300 万円未満	20,000 円
			300 万円以上～500 万円未満	30,000 円
			500 万円以上 1,000 万円未満	40,000 円
			1,000 万円以上	50,000 円
		固定金利選択手数料		10,000 円
		利率変更・返済方法変更手数料		10,000 円
変動金利型	一括返済・一部繰り上げ返済・返済方法変更手数料・利率変更		10,000 円	
保 証 料	所定の保証料率による保証料が必要となります。 (例) 借入期間 20 年で 1,000 万円借りた場合は保証料 146,582 円 ただし、保証料は保証会社の審査により異なります。			
そ の 他	ご返済額（試算）および金利については、窓口にお問合せください。			

当社が契約している 指定紛争解決機関	一般社団法人 全国銀行協会 連絡先 全国銀行協会相談室 電話番号 0570-017109 または 03-5252-3772
-----------------------	---

※お申し込みにあたっては、当社および保証会社の審査があります。審査の結果によってはお断りする場合もありますのでご了承ください。（平成 25 年 12 月 24 日現在適用中）

トマト・スーパー住宅ローン【借り換え専用】

(固定・変動選択型 全期間固定型)

項 目	内 容
名 称	トマト・スーパー住宅ローン【借り換え専用】
ご利用いただける方	1. お申込み時の年齢が満 20 歳以上満 70 歳以下の方で完済時満 82 歳未満の方 2. 給与所得者および次の個人事業者の方 医師・弁護士・公認会計士・税理士・司法書士・土地家屋調査士社会保険労務士の方 3. 前年度年収 200 万円以上で、安定した収入が継続して得られる方 4. 勤務または営業年数が 1 年以上ある方 5. 勤務地・居住地・担保物件所在地のいずれかが取扱店の営業区域内にある方 6. 団体信用生命保険に加入できる方 7. 過去にカード事故、ローン延滞、租税公課の滞納等がない方 8. 中国総合信用(株)の保証が受けられる方 9. 過去 2 年以上の返済実績があり、かつ直近 1 年間正常返済されている方。
お 使 い み ち	1. 既存住宅ローンの借り換え資金 2. 増改築改装資金・太陽光発電システム資金・太陽光発電システムの借入金（上記住宅ローンの借り換え資金と同時申込みの場合のみ利用できます。単独では利用できません） 3. 上記に伴う諸費用（登記費用・取扱手数料・保証料・火災保険料のみ）が対象となります。 ※ご本人またはご家族が居住していることとします。
ご 利 用 限 度 額	50 万円以上 5,000 万円以内（10 万円単位） 「中国総合信用(株)の担保評価額+2000 万円以内」 詳しくは窓口にお問い合わせください。
ご 利 用 期 間	1 年以上 35 年以内（1 年単位） ただし、既存の住宅ローンの残期間×1.3 倍の範囲内（勤務年数 3 年未満、または前年度年収 300 万円未満の場合は既存の住宅ローンの残期間以内）で当初より 35 年以内とします。
融 資 利 率	お申込み時に変動金利制、固定金利制のいずれかをお選びいただきます。 〔変動金利制〕 最優遇金利連動型…当社で定める住宅ローン最優遇金利を基準とします。

融 資 利 率	＊ 金利の見直しは毎年 2 回、4 月 1 日・10 月 1 日を利率変更基準日とし基準利率の変動幅分利率を見直し利率変更基準日以降最初に到来する 6 月または 12 月の約定返済日の翌日を新利率適用開始日として、次回約定返済分から新利率でご返済を開始いたします。 ＊ 変動金利から固定金利への変更はいつでも可能です。 〔固定金利制〕 ・ 3 年・5 年・10 年のいずれかお選びいただきます。 ・ 固定金利期間終了後はお客様の申し出により、固定金利または変動金利をご選択いただけます。 ・ 固定金利期間終了後、再度固定金利をお選びの場合は金利見直し日時点での当社所定の利率を適用させていただきます。 ・ 固定金利期間終了後、変動金利をお選びの場合は上記の変動金利型住宅ローンと同様のお取扱いとなります。 ・ 固定金利期間終了の 10 営業日前までに、金利選択の申し出をいただかなかった場合は、自動的に変動金利とさせていただきます。 (変動金利への変更手数料は無料) ※ 固定金利選択中に変動金利への変更はできません。 〔全期間固定金利制〕 ・ 実行当初の金利が最終返済期日まで変わりません。
ご 返 済 方 法	1. 毎月元利均等返済 2. 毎月元利均等返済に、ボーナス時増額返済(年 2 回、6 か月毎)を併用することもできます。(ボーナス時増額返済分は最高ご利用金額の 50%まで組み入れできます。 ※ 自営業者およびボーナス受給のない会社役員の方は、ボーナス時増額返済併用はできません。 〔変動金利制〕の場合 ※ 利率は年 2 回見直しいたしますが、毎月のご返済額は 5 年間変わりません。(利率の変動があった場合は、ご返済額の中で元金と利息分の割合を調整します。) ※ 5 年毎に前回ご返済額の 1.25 倍を限度として、新しく毎月のご返済額を決定します。

担 保 ・ 保 証 人	・ 中国総合信用(株)が、ご融資対象不動産に第 1 順位の抵当権を設定させていただきます。（担保設定および火災保険手続きに必要な費用は別途ご負担いただきます） ・ 中国総合信用(株)の保証制度をご利用いただきますので、原則保証人は不要ですが、案件によってはお願いすることがあります。（保証料、保証事務手数料は別途ご負担いただきます）			
生 命 保 険	・ ご融資の際、当社が契約している保険会社の団体信用生命保険に加入していただきます。（保険料は当社が負担します） ・ 死亡高度障害＋失業信用費用保険、ガン保障特約付の団体信用生命保険または 3 大疾病＋5 つの重度慢性疾患＋ガン診断一時金（配偶者・女性用）保障付の団体信用生命保険を選択する場合は、借入時の年齢が満 20 歳以上 51 歳未満、完済時満 80 歳未満の方を対象とさせていただきます。			
必 要 書 類	・ 年収証明書（住民税決定証明書、市県民税特別徴収税額通知書等） ・ 印鑑証明書（発行後 3 ヶ月以内のもの） ・ 住民票（同居家族全員の記載のあるもの） ・ 担保関係書類 ・ その他、必要書類については窓口にお尋ねください。			
手 数 料 （ 税 別 ）	お借入時に中国総合信用(株)にお支払いいただく手数料 保証事務手数料		50,000 円	
	固 全 定 期 変 間 動 固 選 定 利 金 折 利 型 型	一括返済・一部繰り上げ返済・固定期間変更手数料（固定金利期間中）		
		繰り上げ返済金額	100 万円未満	5,000 円
			100 万円以上～300 万円未満	20,000 円
			300 万円以上～500 万円未満	30,000 円
			500 万円以上 1,000 万円未満	40,000 円
			1,000 万円以上	50,000 円
		固定金利選択手数料		10,000 円
		利率変更・返済方法変更手数料		10,000 円
	変動金利型	一括返済・一部繰り上げ返済・返済方法変更手数料・利率変更		10,000 円
保 証 料	所定の保証料率による保証料が必要となります。 （例）借入期間 20 年で 1,000 万円借りた場合は保証料 156,354 円 ただし、保証料は保証会社の審査により異なります。			
そ の 他	ご返済額（試算）および金利については、窓口にお問合せください。			

当社が契約している 指 定 紛 争 解 決 機 関	一般社団法人 全国銀行協会 連絡先 全国銀行協会相談室 電話番号 0570-017109 または 03-5252-3772
------------------------------	---

※お申し込みにあたっては、当社および保証会社の審査があります。審査の結果によってはお断り
 する場合がありますのでご了承ください。 (平成 25 年 12 月 24 日現在適用中)